

## 平成30年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年6月1日（金）

---

### 議 事 日 程（第1号）

平成30年6月1日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号））
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））
- 報告第 8 号 平成29年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 9 号 平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 4 3 号 常陸太田市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 6 号 常陸太田市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 7 号 平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 1 号ないし報告第 9 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第 4 3 号ないし議案第 4 6 号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第 47 号 (提案理由説明)

---

出席議員

9 番	益 子 慎 哉 議 長	13 番	成 井 小 太 郎 副 議 長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
5 番	藤 田 謙 二 議 員	6 番	木 村 郁 郎 議 員
7 番	深 谷 涉 議 員	8 番	平 山 晶 邦 議 員
10 番	菊 池 伸 也 議 員	11 番	深 谷 秀 峰 議 員
12 番	高 星 勝 幸 議 員	14 番	茅 根 猛 議 員
15 番	福 地 正 文 議 員	16 番	川 又 照 雄 議 員
17 番	後 藤 守 議 員	18 番	黒 沢 義 久 議 員
19 番	高 木 将 議 員	20 番	宇 野 隆 子 議 員

---

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
石 川 八 千 代 教 育 長	加 瀬 智 明 政 策 推 進 室 理 事
西 野 千 里 総 務 部 長	綿 引 誠 二 企 画 部 長
鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長	岡 部 光 洋 保 健 福 祉 部 長
武 藤 範 幸 農 政 部 長	小 瀧 孝 男 商 工 観 光 部 長
真 中 剛 建 設 部 長	根 本 康 弘 会 計 管 理 者
江 尻 伸 彦 上 下 水 道 部 長	宇 野 智 明 消 防 長
生 天 目 忍 教 育 部 長	金 子 充 農 業 委 員 会 事 務 局 長
柴 田 道 彰 秘 書 課 長	根 本 勝 則 総 務 課 長
江 幡 治 監 査 委 員	

---

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	鴨 志 田 智 宏 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

---

午前 10 時開会

○益子慎哉議長 おはようございます。ご報告いたします。

ただいま出席議員は 20 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 30 年第 2 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

会議録署名議員の指名

○益子慎哉議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

4番 諏訪一則議員 11番 深谷秀峰議員  
の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○益子慎哉議長 諸般の報告をいたします。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。

去る4月17日、常陸大宮市において県北市議会議長会が、同じく19日、水戸市において茨城県市議会議長会が、同じく24日、桐生市において関東市議会議長会が、さらに5月30日、東京都において全国市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付しました印刷物によってご承知願います。

次に、監査委員から、平成29年度定期監査報告書及び平成30年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	宮田 達夫 君
教育長	石川 八千代 君	政策推進室理事	加瀬 智明 君
総務部長	西野 千里 君	企画部長	綿引 誠二 君
市民生活部長	鈴木 淳 君	保健福祉部長	岡部 光洋 君
農政部長	武藤 範幸 君	商工観光部長	小瀧 孝男 君
建設部長	真中 剛 君	会計管理者	根本 康弘 君
上下水道部長	江尻 伸彦 君	消防長	宇野 智明 君
教育部長	生天目 忍 君	農業委員会事務局長	金子 充 君
秘書課長	柴田 道彰 君	総務課長	根本 勝則 君
監査委員	江幡 治 君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

市長挨拶

○益子慎哉議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成30年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜っておりまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

先ほどは、福地正文議員、茅根猛議員、高星勝幸議員、深谷秀峰議員、そして菊池伸也議員におかれましては、長年の議員活動のご功績によりまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から表彰されました。これまでのご活躍に敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

ここで3月の第1回市議会定例会以降の主な出来事などにつきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、東海第二発電所の再稼働等にかかわる新たな協定締結についてでございます。

3月29日に開催されました原子力所在地域首長懇談会におきまして、東海第二原発の再稼働に当たっての事前了解の権限が、県と東海村に加えまして、当市を含む周辺5市にも認められることとなりまして、新たな協定が締結されたところであります。稼働及び延長運転に際し、6市村それぞれが事前協議の権限を有し、それぞれが納得できるまで協議を行うことができることとなったものでございます。

市といたしましては、新たに得た権限に責任を持って対応し、引き続き延長申請に伴う施設設備の安全性にかかわる国の審査状況を注視しますとともに、市民の安全確保を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水府小学校、水府中学校一貫教育学校の開校についてでございます。

水府小学校、山田小学校が統合となりまして、新生水府小学校が水府中学校に併設をし、9年間を見通した系統的、継続的な学習指導と、児童生徒指導が行われる小中一貫教育学校がスタートいたしました。児童生徒の皆さんには統合となりました水府、山田それぞれの小学校のよき伝統を受け継がれ、新しい学校のもと、地域を愛し、夢に向かって勉強に運動に励んでいただきたいと思っております。

次に、のぞみこども園、すいふこども園の開園についてでございます。

のぞみこども園は、従来ののぞみ幼稚園から移行となり、すいふこども園は、従来の水府幼稚園とすいふ保育園を統合いたしまして、それぞれ幼保一体型の認定こども園に移行したものでございます。子育て家庭の保育ニーズが多様化する中で、幼稚園、保育園のそれぞれのよさを生かした幼児教育、保育を提供してまいります。

次に、子育て支援施設「じょうづるはうす」についてでございます。

本施設は、山吹運動公園親水広場休憩所を改修しまして、子育てに関して情報収集や親同士の交流が可能となるなど、子育て支援機能をあわせ持つ交流拠点施設としてリニューアルしたものでございます。4月14日の開設以来、多くの親子に利用していただいておりますが、今後につきましては、子育ての悩み事相談にも対応可能とし、気軽に立ち寄ることができ、親しみやすい

場所となりますように努めてまいります。

次に、竜神カフェについてでございます。

先月25日に、水府観光物産館を改修いたしまして、カフェ機能を有する新たな飲食施設といたしまして、竜神カフェがオープンいたしました。新たな客層の利用と竜神峡観光エリア内の周遊を促進するなど、観光客増加に向けてさらなるPRと工夫を図ってまいりたいと考えます。

次に、県道日立笠間線の整備についてでございます。

(仮称)真弓トンネルを含めた県道日立笠間線につきましては、市道0139号線の市道整備事業として整備を進めておりますが、今年度は国の交付金事業として認められました対象事業費2億9,000万円につきまして、県と各種設計調査にかかわる委託契約を締結する予定となっております。

次に、東部土地区画整理事業についてでございます。

先月22日から、市ホームページの掲載などによりまして進出企業の募集を開始したところでございます。今後、企業募集とあわせまして都市計画決定や組合設立に向けた手続などを進めてまいります。

続きまして、3月市議会定例会において、あらかじめご了承をお願いいたしました専決処分について、ご報告を申し上げます。

特別交付税の確定、市債の変更等にかかわります予算措置について、平成29年度の一般会計並びに下水道事業特別会計補正予算を専決処分させていただきました。また、西山研修所の管理運営にかかわります予算措置について、平成30年度の一般会計補正予算の専決処分をさせていただきました。さらに、「地方税法」等の改正に伴います市税条例、都市計税法条例、国民健康保険税条例、指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部改正を専決処分させていただきました。

続きまして、本定例会に提案させていただきます議案につきましてご報告させていただきます。

今回の提出議案は、専決処分の報告7件、平成29年度の繰越明許費繰越計算書の報告2件、条例の一部改正4件、並びに平成30年度一般会計補正予算1件、合わせまして14件でございます。

なお、会期中に工事請負契約1件、人事案件1件を追加提案する予定でございます。また、「地方税法」関連法が制定された場合には、市税条例の一部改正を追加提案する予定となっており、さらに、民間保育所整備にかかわります県補助金の内示を受けた場合には、平成30年度一般会計補正予算を追加提案する予定でございますので、よろしく願いいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長よりご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただきまして、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

---

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

---

日程第1 会期の決定

○益子慎哉議長 日程第1, 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付しました会期予定表のとおり、本日から6月14日まで14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子慎哉議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日まで14日間と決定いたしました。

---

日程第2 報告第1号ないし報告第9号

○益子慎哉議長 次、日程第2, 報告第1号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例), 報告第2号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例), 報告第3号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例), 報告第4号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例), 報告第5号専決処分の承認を求めることについて(平成29年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)), 報告第6号専決処分の承認を求めることについて(平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)), 報告第7号専決処分の承認を求めることについて(平成30年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)), 報告第8号平成29年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について, 報告第9号平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について, 以上9件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。2ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」の一部改正に伴い、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして69ページをお開き願います。報告第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。70ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法」の一部改正に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきました。

報告第1号と報告第2号は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。内容につきましては、改正が多岐にわたりますので、お配りしてありますA3横長の資料、報告第1号、第2号資料、市税条例及び都市計画税条例の主な改正についてによりご説明をさせていただきます。

改正は大きく6条からなり、1の改正条例第1条関係につきましては、(1)たばこ税、(2)固定資産税及び都市計画税、資料右ページ中段になりますが、(3)固定資産税でございます。

2の改正条例第2条関係から第5条関係につきましては、後ほどご説明いたしますが、矢印でお示ししているとおり、たばこ税の税率改正と加熱式たばこの課税方式の見直しを段階的に実施するものでございます。

3の改正条例第6条関係につきましては、平成27年度に改正をいたしました市たばこ税における紙巻きたばこ3級品の税率引き上げ時期の改正でございます。平成31年4月に予定されていた税率の引き上げを平成31年10月に延期するものでございます。

資料の左側にお戻り願います。第1条関係の(1)たばこ税でございますが、①たばこ税の税率改正、②加熱式たばこの課税方式の見直しの2点の改正でございます。

まず、①のたばこ税の税率改正でございますが、表1をごらん願います。表の合計の欄でございますが、県たばこ税と市たばこ税を合わせた地方のたばこ税の合計でございます。表右側は、国のたばこ税となっております。今回の改正において、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日にかけて、6,622円から7,622円まで段階的に引き上げるものでございます。

この表中、破線で囲った32年、33年の実施時期等につきましては、第2条から第5条で規定しております。

次に、②の加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。まず、課税区分の創設でございますが、これまで加熱式たばこは喫煙用の製造たばこのうち、「パイプたばこ」に区分されておりましたが、新たに「加熱式たばこ」の区分が創設されたものでございます。

次の、紙巻きたばこの本数への換算方法の見直しでございますが、図1をごらん願います。これまでは加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算しておりましたが、今回の改正により、㊦の加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算する方法と、㊧の加熱式たばこの価格につきましては、紙巻きたばこの0.5本に換算する方法の合計本数とする方法に変更となります。

実施期間でございますが、課税区分の創設、紙巻きたばこへの本数への換算方法の見直しとも、平成30年10月1日から実施いたします。

なお、破線で囲った部分につきましては、改正条例第2条から第5条として、激変緩和の観点から、平成34年10月1日まで、経過期間中の新たな課税方式による紙巻きたばこへの換算を5分の1ずつ段階的に増やしていくこととしております。

続きまして、(2)固定資産税及び都市計画税でございますが、①土地の負担調整措置、②バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減税措置の創設の2点でございます。

まず、①の土地の負担調整措置でございますが、平成30年度の固定資産税の評価替えに伴う文言の整理でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、②のバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減税措置の創設は、個人の年齢、性別または障害の有無にかかわらず、ともに文化芸術活動のできる環境を醸成し、ひいては共生社会の実現の一助となるよう、劇場、音楽堂等の施設のバリアフリー化促進のために特例措置を講ずるものでございます。

資料の右ページをごらん願います。対象事業は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物のうち、劇場、演芸場、集会場、または公会堂であって、バリアフリー改修工事を行った場合でございます。

対象資産は家屋、適用期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に改修工事を行った場合において、改修工事が完了した翌年度から2年度分の税額を3分の1に減額するものでございます。本市では現在のところ該当する施設はございません。

(3)は固定資産税でございます。①の特定再生可能エネルギー発電設備の特例措置でございますが、本特例措置は再生可能エネルギーの設置事業者の税負担を軽減する観点から、取得時期を2年延長するとともに、設備内容と特例率を見直すものでございます。

表2をごらん願います。左側の対象資産の欄、太陽光発電設備からバイオマス発電設備までの各施設において、取得時期を本年4月1日から平成32年3月31日まで延長するものでございます。改正後の設備内容、特例率及び本市の特例率でございますが、それぞれ上段が現行の制度、下段が今回の改正による設備、特例率となっております。

なお、本市の特例率でございますが、わがまち特例制度による標準の特例率とするものでございます。適用期間は3年間でございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページにお戻り願います。中段の附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。第1号から次ページの第9号までは、それぞれ各号に定める日から施行するものでございます。第2条から20ページの第11条につきましては、市民税、固定資産税、市たばこ税に関する経過措置を規定いたしました。

恐れ入りますが、大きく飛びまして73ページをお開き願います。都市計画税条例の附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございますが、第1号と第2号はそれぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

なお、経過措置でございますが、本条例は平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、従前の例によるものとするものでございます。

報告第1号及び報告第2号は、以上でございます。

続きまして、81ページをお開き願います。報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。82ページに専決処分書の写しがございますが、「地方税法施行令」等の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、84ページをお開き願います。上段の第2条は、国民健康保険税の課税額でございます。右側の現行では、基礎課税額の課税限度額が54万円でしたが、左側改正案では58万円とするものでございます。こちらの改正につきましては、所得の多い方に保険税負担の増をお願いするものでございます。

続きまして、中段の第23条は、国民健康保険税の減額でございます。第1項第2号におきま

して、右側の現行では、5割軽減の対象となる所得の基準額が1人につき27万円でしたが、左側改正案では27万5,000円とするものでございます。

同じく、第3号におきましては、右側の現行では、2割軽減の対象となる所得の基準額が1人につき49万円でしたが、左側改正案では50万円とするものでございます。こちらの改正につきましては、所得の低い方の国民健康保険税の軽減措置を拡大するものでございます。

次ページの第24条の2は、特例対象被保険者等、すなわち会社の倒産及び解雇等により失業した方に係る申告でございます。第2項におきまして、失業したことを申告する場合には、右側の現行では「雇用保険受給資格者証等を提示しなければならない」としておりましたが、マイナンバー制度による情報連携により離職理由等が把握できる場合には提示が不要となりますことから、左側の改正案では「提示を求められた場合には、これを提示しなければならない」とするものでございます。

恐れ入りますが、83ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置でございますが、本条例は平成30年度以降分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

報告第3号は以上でございます。

続きまして、86ページをお開き願います。報告第4号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。87ページに専決処分書の写しがございますが、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」の公布に伴い、常陸太田市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例を本年3月31日に専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、89ページをお開き願います。第5条でございますが、認知症の定義を引用する「介護保険法」第5条の2が改正され、第5条の2第1項になりましたことによる改正でございます。下段に、参考といたしまして、「介護保険法」第5条の2第1項に規定する認知症の状態を抜粋しております。

恐れ入りますが、88ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、90ページをお開き願います。報告第5号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。91ページに専決処分書の写しがございますが、特別交付税の確定、市債の変更等に係る予算措置について、平成29年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）を本年3月30日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが93ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,646万3,000円を減額し、総額を236億2,935万9,000円としたものでございます。第2条で地方債の補正を行っております。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、100ページをお開き願います。歳入でございます。

2款地方譲与税から101ページ2段目の10款地方交付税までの補正につきましては、それぞれ3月期の交付額の確定によるものでございます。

17款寄附金の補正でございますが、第1回定例会で議決をいただきました補正予算以降に納入された寄附金10万円を追加したものでございます。

21款市債の補正でございますが、対象事業費の確定や国庫補助金の確定などにより、合わせて1億9,150万円を減額したものでございます。

102ページをお開き願います。歳出でございます。

上段の2款1項3目財政管理費2,626万3,000円の補正につきましては、歳入の減額に伴う財源調整のため、減債基金積立金の減額を行ったものでございます。

中段の3款1項1目社会福祉総務費の補正につきましては、市民からの寄附金10万円を地域福祉基金に積み立てたものでございます。

下段の7款5項1目下水道費の補正につきましては、公共下水道事業に係る市債の確定により、繰出金970万円を追加したものでございます。

恐れ入りますが、97ページにお戻り願います。第2表は地方債補正でございます。1の変更でございますが、市債対象事業費の確定などにより、これまでの限度額合計14億2,220万円を右側12億3,070万円に減額したものでございます。

報告第5号は以上でございます。

続きまして、104ページをお開き願います。報告第6号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。105ページに専決処分書の写しがございますが、市債の変更等に係る予算措置について、平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を本年3月30日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、107ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の補正を、第2条で地方債の補正を行っております。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、112ページをお開き願います。歳入でございます。

下段の9款市債でございますが、昨年度実施した一部事業において、仮配管や補修工事など、起債を充当できない工事が含まれていたため、財源として下水道事業債970万円を減額し、上段の6款1項一般会計繰入金を同額の970万円増額したものでございます。

歳出の補正はございません。

恐れ入りますが、109ページにお戻り願います。第2表、地方債補正でございます。1の変更でございますが、公共下水道建設事業費につきまして、市債対象事業費の確定により、これまでの限度額7,890万円を6,920万円に減額し、合計を1億8,950万円としたものでございます。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、114ページをお開き願います。報告第7号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。115ページに専決処分書の写しがございますが、西山研修所の管理運営に係る予算措置について、平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）を本年3月30日に専決処分させていただきました。

補正内容につきましては、恐れ入りますが、117ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,210万円を追加し、総額を236億4,810万円としたものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、122ページをお開き願います。歳入でございます。

上段の13款使用料及び手数料及び下段の20款諸収入の補正につきましては、西山研修所の管理運営をこれまでどおり指定管理者で行うこととして計上いたしましたが、昨年度末に指定管理者から辞退の申し出があり、本年度より教育委員会による直営に切りかえましたので、右側の説明の欄にございます各項目を合わせまして2,210万円を追加するものでございます。

123ページをごらん願います。歳出でございます。

9款5項8目社会教育施設費2,210万円の補正につきましては、指定管理を取り消したため、13節委託料のうち右側説明の欄の2行目、西山研修所指定管理料5,576万円を減額し、4節共済費から124ページの各節に計上した費用につきましては、教育委員会が直営で運営するための費用として、合わせまして7,786万円を追加したものでございます。

報告第7号は以上でございます。

続きまして、125ページをお開き願います。報告第8号は、平成29年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成29年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

126ページをお開き願います。繰越計算書でございます。国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、第1回定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、2款1項の本庁舎長寿命化改修事業から9款3項の金砂郷統合中学校整備事業までのごらんの9事業、合計4億1,410万317円を平成30年度に繰り越すものでございます。

報告第8号は以上でございます。

続きまして、127ページをお開き願います。報告第9号は、平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成29年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、「地方自治法施行令」第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

128ページをお開き願います。繰越計算書でございます。1行目は、茨城県が施工する那珂久慈流域下水道事業の建設工事が繰り越されたことにより、本市に係る負担金700万2,000円を、2行目は、東部地区区画整理事業に係る市街地開発促進事業が繰り越されたことにより、下水道に係る都市計画図書策定業務委託594万円を、3行目は、大森山根線道路改良工事が繰

り越されたことにより、管路整備工事920万6,000円、合計2,214万8,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

---

日程第3 議案第43号ないし議案第46号

○益子慎哉議長 次、日程第3、議案第43号常陸太田市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について、議案第44号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第45号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第46号常陸太田市都市公園条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の129ページをお開き願います。議案第43号は、常陸太田市空家等の適正管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条第1項の規定に基づく協議会を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、132ページをお開き願います。改正前の第9条以降を1条ずつ繰り下げ、左側改正案の第8条の次に、「協議会の設置等」といたしまして第9条を追加するものでございます。第9条第1項は、空家等対策計画の策定、変更及び実施に関する協議等を行う協議会の設置について規定しております。第2項は、委員の人数を15名以内とし、第3項で任期を2年に、第4項は守秘義務を、第5項はその他必要な事項は別に定めることを規定しております。

恐れ入りますが、130ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項では、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1中に、次ページでございますが、協議会委員と報酬額を追加する一部改正をあわせて行うものでございます。

議案第43号は以上でございます。

なお、協議会の設置につきましては、議決をいただきました後、本年7月ごろを目途に設置できるよう準備を進め、空き家等の適切な管理の推進に努めてまいります。

続きまして、133ページをお開き願います。議案第44号は、常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでござい

ます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、135ページをお開き願います。右側現行の第9条第3項をごらん願います。「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない」と定めており、資格要件につきまして第1号から第9号を規定しているところがございます。このうち第4号でございますが、この号につきましては、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」と規定しているところがございますが、左側改正案の第4号のとおり、「教育職員免許法の第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。本改正につきましては、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、「教育職員免許法」で規定する有効な教員免許状を取得した者を対象とする省令の改正に伴い、本条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

続きまして、同条第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新たに追加するものでございます。この改正は、第1号から第9号までに定める資格要件のほか、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めたものに対象を拡大することとした省令の改正を受けまして、本条例におきましても同様の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、134ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第44号は以上でございます。

続きまして、136ページをお開き願います。議案第45号は、常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田駅前広場内の既存駐車場の再整備を行い、さらに送迎用の駐車場を設け構内の車両の整理を行うことにより、水郡線利用者の利便性の向上と公平性を確保し、あわせて定期駐車場料金の総合的な見直しを行うため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正が多岐にわたりますので、お配りしております「議案第45号資料、常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正の内容」にてご説明いたします。

1の用語の定義、第2条関係につきましては、今回、時間駐車を導入することに伴い、これまで用語の定義を行っておりませんでしたので、新たに記載の用語の定義を行うものでございます。

2の駐車場の名称及び位置、第3条関係につきましては、恐れ入りますが、資料の3枚目のA3判、常陸太田市営駐車場位置図をごらん願います。図面下側の楕円で囲みました駅周辺駐車場のうち、赤文字の旧駅北駐車場を駅北第一駐車場、駅北第二駐車場に改め、青文字の旧駅前広場駐車場を駅前第一駐車場、駅前第二駐車場に変更、追加するものでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻り願います。3の駐車できる自動車、第4条関係につきましては、車両の長さが5メートル以下、幅1.9メートル以下の貨物自動車もとめることがで

きるよう改めるものでございます。

4の駐車場の使用料金等、第5条関係につきましては、①の定期駐車、②の時間駐車、③の定期駐車における開始、中止の計算を変更いたします。

①の定期駐車でございますが、右側現行の1行目、駅北駐車場は、名称の変更に伴い、駅北第一駐車場、駅北第二駐車場に改め、現行2行目、無料の駅前広場駐車場は、月額3,780円の駅前第二駐車場として追加し、現行の下側3行の駅周辺以外の鯨ヶ丘トンネル駐車場、内堀駐車場、寿駐車場につきましては、利用促進を図る観点から、料金を3,240円に改めるものでございます。

②の時間駐車でございますが、駅前第一駐車場を時間駐車場とすることに伴い、新たに料金を設定するものでございます。区分及び料金は、1時間以内の駐車を無料とし、1時間を超え24時間以内の駐車は、1時間を超える1時間までごとに100円を加算した額で、上限額を1,000円とし、24時間を超える場合は、24時間までごとに1,000円、または1時間までごとに100円を加算した額のいずれか低い額を加算するものでございます。

なお、1台分は障害者専用とし、無料とするものでございます。

資料の2ページをお開き願います。③の定期駐車に係る開始、中止の計算でございますが、これまで月の途中で使用を開始した場合は、一月分の料金をいただいておりますが、使用中と同様に日割り計算に改めるものでございます。

5の料金の減免、第6条関係につきましては、駅周辺駐車場は、水郡線の利用促進を図るため、水郡線の定期利用者を減免の対象としており、駐車場の名称変更に伴い、駅北駐車場を駅北第一駐車場、駅北第二駐車場に改め、駅前第二駐車場を追加するものでございます。

6の用語の整理、第8条、第10条関係につきましては、新たに時間駐車を導入したことに伴う文言の整理でございます。

恐れ入りますが、議案書の139ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は平成30年10月1日から施行するものでございます。第2項の準備行為につきましては、手続等必要な準備行為は、施行日前に行うことができることとしております。第3項は、本条例の改正に伴い、常陸太田駅前広場の設置及び管理に関する条例第3条第3号第13条及び第14条を削除するものでございます。

議案第45号は以上でございます。

続きまして、144ページをお開き願います。議案第46号は、常陸太田市都市公園条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度に係る条項を整備するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、146ページをお開き願います。本条例第7条の次に第7条の2を加え、第1項において「指定管理者による管理を行うことができること」といたしました。第2項では、指定管理者が行う業務を「山吹運動公園内の親水広場の維持管理」と規定したものでございます。

4月にオープンいたしました子育て支援施設「じょうづるはうす」と同施設に隣接する噴水や遊具などがある親水広場を、指定管理者制度を活用し、両施設を一体的に管理ができるようにするための改正でございます。

恐れ入りますが、145ページにお戻り願います。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○益子慎哉議長** 説明は終わりました。

---

日程第4 議案第47号

**○益子慎哉議長** 次、日程第4、議案第47号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

**○宮田達夫副市長** 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

別冊横長の議案書、平成30年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書をごらん願います。議案第47号は、平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）でございます。

恐れ入りますが、2枚おめくりいただきまして、1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,183万7,000円を追加し、総額を236億6,993万7,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。歳入でございます。

1段目の14款国庫支出金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします地方創生推進交付金事業の財源といたしまして300万円を追加するものでございます。

2段目の15款県支出金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします産地パワーアップ事業費の財源といたしまして575万円を追加するものでございます。

3段目の18款繰入金金の補正につきましては、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金1,223万7,000円を追加するものでございます。

下段の20款諸収入の補正につきましては、平成31年3月から入居開始を予定しております鯨ヶ丘の子育て世帯用定住促進住宅の賃料といたしまして、85万円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項16目諸費につきましては、本年3月22日に、本市と事業者との間で鯨ヶ丘定住促進住宅の設計、建設、管理及び運営事業に関する基本協定が締結され、平成31年3月から入居が開始されることに伴う補正でございます。11節需用費の補正につきましては、定住促進住宅に併設する地域交流施設の光熱水費として1万4,000円を、14節使用料及び賃借料の補正につきましては、定住促進住宅及び地域交流施設の平成31年3月分の事業者からの借り上げ料と

して180万8,000円を追加いたします。

2段目、3款3項1目生活保護総務費の13節委託料の補正につきましては、本年10月に予定されております生活保護基準の見直しに伴い、システムを改修する費用として162万円を追加するものでございます。

3段目、5款1項3目農業振興費の13節委託料の補正につきましては、本年3月の茨城県議会において、県産農林水産物の消費拡大を目的としたイベント、「茨城をたべよう収穫祭」を本市を会場として開催することが決定したことに伴う補正でございます。本市負担分として、シャトルバスの運行及び駐車場警備に係る委託料300万円を追加するものでございます。19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、意欲のある農業者等を支援するために、本市の地域再生協議会が作成した産地パワーアップ計画が、本年4月9日に県の承認を受けたことに伴う補正でございます。県の補助金を活用し、農業団体が導入する収穫機械のリース費用に対する補助として575万円を追加するものでございます。

下段の6款1項4目観光費の13節委託料の補正につきましては、地方創生推進交付金を活用する本市の提案事業が、本年4月1日に国の採択を受けたことに伴う補正でございます。外国人旅行者へのサービスの質の向上及び観光交流人口の拡大を図るもので、外国人向け観光専用サイトによる情報発信の強化やモニターツアーの実施等を委託する費用として964万5,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻り願います。第2表は、債務負担行為補正でございます。1の追加でございますが、平成31年3月から入居及び使用が開始される定住促進住宅及び地域交流施設の借上げ料につきまして、限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○益子慎哉議長 説明は終わりました。

---

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月5日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時03分散会